

I 平成26年度事業計画

自：平成26年 4月 1日

至：平成27年 3月31日

1. 野菜対策事業計画

1. 野菜価格安定制度の充実・強化

①指定産地の面積等要件の緩和

指定産地の面積要件を現行の8割水準まで引き下げる。

露地野菜（葉茎菜類・根菜類）25ha⇒20ha、果菜類についても同様に引き下げる。

②「アスパラガス」を特定野菜から重要特定野菜へ品目追加

（資金造成の生産者負担割合が1/3 ⇒ 1/4へ軽減）

(1) 事業実施計画

①業務方法書の一部変更

- ・国の実施要領及び実施細則の変更に伴い、業務方法書の一部変更を行う。
- ・交付予約数量の適正化に伴い、全ての業務区分に係る業務対象年間を新たに平成26年度を初年度とする業務対象年間（平成26年度～28年度）を設定する。

②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

- ・国が指定した対象野菜について、市場価格が一定の価格を下回った場合、業務方法書に基づきその差額を価格差補給金等として交付する。

ア、交付予約数量・資金造成

特定野菜：7品目、66業務区分に4,932トン（対前年比99.1%）、資金造成総額は、597,707,000円（対前年比97.4%）。

指定野菜：15品目、67業務区分に6,298トン（対前年比101.1%）、資金造成総額は、369,384,000円（対前年比101.2%）。

③長崎県野菜価格安定対策事業

- ・面積要件等が整備された野菜について事業加入推進を行う。

④指定野菜価格安定対策事業（事務受託）

1) 納付金の納付

指定野菜価格安定対策事業の県負担金（補助金）を、本会を通じて（独）農畜産業振興機構に納付する。

2) 事務受託

指定野菜価格安定対策事業の事務を全農長崎県本部より受託し、適正かつ能率的な事務を行い、事業の円滑な実施を図る。

ア、交付予約数量・資金造成

10品目、業務区分に110,994トン（対前年比104.1%）、資金造成総額は、2,808,819,000円（対前年比98.6%）。

（2）事業の推進及び啓発普及

野菜産地の安定的な育成と価格安定対策事業の円滑な推進を図るために、（独）農畜産業振興機構及び県、全農長崎との連携を密にして、研修会の開催・パンフレットの作成配布並びに情報の提供等を行い啓発推進を図る。